

「破産と倒産」、「買収と合併」 この違いが分かりますか？

「破産」と「倒産」という言葉は、コロナが流行した当初よく耳にしたが、大きな違いがある。

また、企業のニュースでよく目にする「買収」と「合併」という言葉にも違いがある。それぞれの違いを見てみよう。

■「破産」と「倒産」はどう違う？

「破産」とは、「破産法」という法律に基づいて会社を清算することだ。破産手続は裁判所に申請することで開始する。裁判所への申し立ては債権者でも債務者自身でも行うことができる。

破産手続の開始が決定すると、裁判所が破産管財人を選定する。そして破産管財人は、会社の財産を整理・換価して債権者に配当する。法人格は破産手続完了により消滅し、債務はすべてなくなりますが資産を残すこともできない。

一方「倒産」とは、債務の弁済が不可能になり、会社の経営が継続できなくなることだ。経営破綻とも言われ、倒産した場合の手続きは「清算型」か「再建型」に大別される。清算型は「破産」や「特別清算」、会社を残して事業を継続しながら再建するのが「再建型」だ。再建型には「会社更生」や「民事再生」があり、それぞれ基づく法律が異なる。

■「買収」と「合併」はどう違う？

「買収」とは、1つの企業が他の企業を買うことだ。具体的には発行済株式の過半数以上を取得して、相手の子会社化する。買収後も売り手企業は消滅することなく存続する。買収の代表的な方法は「株式譲渡」だ。株式譲渡は、売り手が株式を売却して買い手に経営権を譲渡する方法が一般的だ。

このとき買い手が、買付価格や時期、株数を公告して売却の勧誘をすることを「公開買（TOB）」という。

一方で「合併」とは、複数の会社をひとつの会社にまとめることで、法人格の消滅を伴う。

合併には「新設合併」と「吸収合併」があるが、ほとんどが後者だ。

吸収合併では一方の法人格が残り、他方は消滅する。

存続会社は消滅会社の権利義務などすべてを承継し、従業員の雇用契約もそのまま引き継がれる。吸収合併はグループ内の組織再編などに活用される手法だ。